

[事案 2021-125] 契約内容変更等請求

・令和4年4月20日 裁定終了

<事案の概要>

担当者の説明不足を理由に、契約内容の変更を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成22年2月に契約した米ドル建個人年金保険について、据置期間を延長したところ、積立利率が延長前より低くなっていたが、積立利率が変更されることについて、担当者の説明がなかったことから、据置期間の延長後の積立利率を延長前の積立利率に戻す、または積立利率の変更による損害を賠償してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 据置期間の延長手続前に積立利率が変更になることが記載された案内を送付している。
- (2) 担当者は、申立人に電話して積立利率が変更になることを説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、据置期間の延長手続前の説明状況と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、担当者の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。